

大口町告示第68号

大口町中型バスの使用に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成31年4月26日

大口町長 鈴木雅博

大口町中型バスの使用に関する要綱の一部を改正する要綱

大口町中型バスの使用に関する要綱（平成24年大口町告示第29号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大口町行政バスの使用に関する要綱

第11条を第13条とする。

第10条第2号を次のように改める。

(2) 危険物、行政バスの故障又は汚損の原因となる物品等を搬入しないこと。

第10条に次の1号を加える。

(4) 第3条第2号から第4号に該当する場合は、使用後に担当課等の長を経由して町長に報告書を提出すること。

第10条を第11条とし、同条の次に次の1条を加える。

(庶務)

第12条 行政バスに関する庶務は、総務部行政課において処理する。

第9条を第10条とする。

第8条を第9条とする。

第7条中「中型バス使用変更届」を「行政バス使用変更届」に改め、同条を第8条とする。

第6条第1項中「中型バス使用許可書」を「行政バス使用許可書」に改め、同条第2項中「中型バス」を「行政バス」に改め、同条を第7条とする。

第5条第1項中「中型バス使用許可申請書」を「行政バス使用許可申請書」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第3条第2号から第4号に該当するときは町の担当課等の長を経由して行う。

第5条第2項中「第2条第1号」を「第3条第1号」に、「第2条第2号」を「第3条第2号」に改め、同条第3項中「第2条第1号」を「第3条第1号」に、「1月」を「6月」に改め、同条を第6条とする。

第4条を第5条とする。

第3条の見出し及び同条第1項中「中型バス」を「行政バス」に改め、同条第1項第2号中「300km」を「500km」に改め、同条第2項中「中型バス」を「行政バス」に改め、同条第3条を第4条とする。

第2条中「中型バス」を「行政バス」に、「前条」を「第1条」に改め、同条第1号中「及び保育園」を削り、同条第2号中「全体行事で使用する時。全体行事以外での使用についても、加盟団体や下部組織が」を削り、同条第3号中「その目的達成のために行う調査、研究及び自主事業」を「公益上必要と認められる事業」に改め、同条を第3条とする。

第1条の次に次の1条を加える。

(定義)

第2条 この要綱において「行政バス」とは、次条各号に規定する事業に使用するために、町と委託契約又は賃貸借契約を締結したものが提供するバスをいう。

様式第1を次のように改める。

様式第2中「第7条」を「第8条」に、「中型バス使用変更届」を「行政バス使用変更届」に、「中型バスの使用」を「行政バスの使用」に改める。

附 則

この要綱は、平成31年5月1日から施行する。